

地方公共団体における情報公開・個人情報保護制度に関する考察 - 地方公共団体の組合における問題を中心に -

情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科
(博士前期課程)

静山 直樹

◆ 地方公共団体の組合における条例制定義務

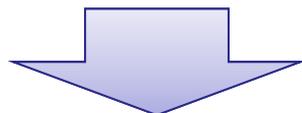
- 権利義務の享有主体としての組合の住民
- 構成する普通地方公共団体・特別区の条例による対応の可否

◆ 一部事務組合の制度に関する問題

■ 地方から始まった情報公開・個人情報保護制度

地方公共団体が国に先んじた

- 情報公開条例
1982年 山形県金山町、神奈川県
- 個人情報保護条例
1984年 福岡県春日市



- 情報公開法、個人情報保護法等施行(2002年)
- 住民基本台帳ネットワーク稼働

遅れがちであった町村においても、条例制定進む

■ 現在

普通地方公共団体・特別区においては

- 情報公開条例
3町村を除くすべての市区町村
- 個人情報保護条例
すべての市区町村

で制定済み
(2010年4月1日現在:総務省)



その一方で

特別区を除いた特別地方公共団体においては、
その取り組みは低調とされる。

■ 特別地方公共団体

特別区(地方自治法281条)

地方公共団体の組合(地方自治法284条)
一部事務組合
広域連合
(全部事務組合、役場事務組合)※

財産区(地方自治法294条)

(地方開発事業団)※

※全部事務組合、役場事務組合、地方開発事業団:2011年の地方自治法改正により廃止
地方開発事業団については、1団体(青森県新産業都市建設事業団)のみ同法附則の規定により存続

■ 一部事務組合

全国に1572団体(2010年7月1日時点:総務省)
(内訳)ごみ処理399、し尿処理355、消防285などが代表的

複合的一部事務組合制度の新設、「平成の大合併」等により減少

■ 広域連合

全国に115団体(2012年7月1日時点:総務省)
すべての都道府県に後期高齢者医療広域連合あり
その他、介護保険関連事務等が代表的

複数の地方公共団体の事務を共同処理する目的のほか、
広域計画策定や国等からの権限委譲の受け皿
より政策主体としての要素が強い

情報公開条例・個人情報保護条例制定の動きが低調とされるが・・・

地方公共団体の組合に、条例制定義務はあるのか？

- 情報公開法(25条)、個人情報保護法(11条)
⇒地方公共団体がそれぞれの方の趣旨に基づき
必要な措置や施策を実施することを求めている

<宇賀教授>

情報公開法は、その核心が開示請求権を付与することにある。
国の機関が保有する個人情報の取り扱いは、
行政機関個人情報保護法により規定されている。

規則・要綱では足りず、条例の制定が必要

<夏井教授>

個人情報保護について

個々の地方公共団体が
その保有する個人情報の取り扱いに関する法規範を定める場合、
本人による直接又は議員による間接関与により、
住民の意思を反映したものとして、
その法規範が定められるべき。

条例により適正に取り扱うようにするべき義務がある

■「住民」の概念

権利義務の享有主体

条例制定の究極の目的は、住民に権利義務を付与すること

地方公共団体の組合の「住民」とは？

■ 一部事務組合における「住民」

普通地方公共団体のそれ
とは異なるとされる

構成員は組織する地方公共団体

⇒個々の住民は間接的な構成員にとどまる

- 組合の長及び議員の選挙権、直接請求権がないことを意味するにとどまる
- 住民監査請求、住民訴訟、予算・決算・財政状況の住民に対する公表（地方自治法219条2項、233条5項、243条の3第1項）を要求できる

また、

組合の事務は本来、構成する普通地方公共団体等の事務

一部事務組合においても、住民の存在が観念される

■ 広域連合における「住民」

- 長及び議会議員を直接又は間接選挙で選出(同291条の5)
- 直接請求(同291条の6)

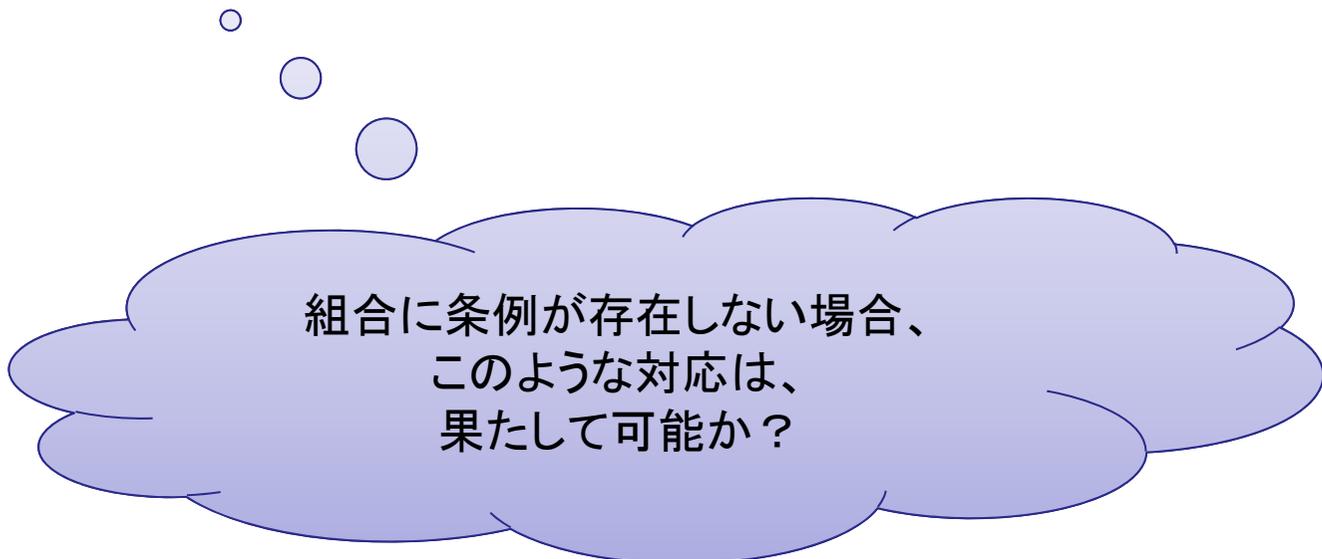
住民の存在が前提

広域連合においては、普通地方公共団体と同様の住民が存在する

これらのことから、

地方公共団体の組合には、条例制定義務がある

■ 構成する普通地方公共団体・特別区の条例による対応の可否



組合に条例が存在しない場合、
このような対応は、
果たして可能か？

地方公共団体の組合に関する規定を置く事例：福岡市情報公開条例

(参考)

福岡市情報公開条例（平成14年3月28日条例第3号）（抄）

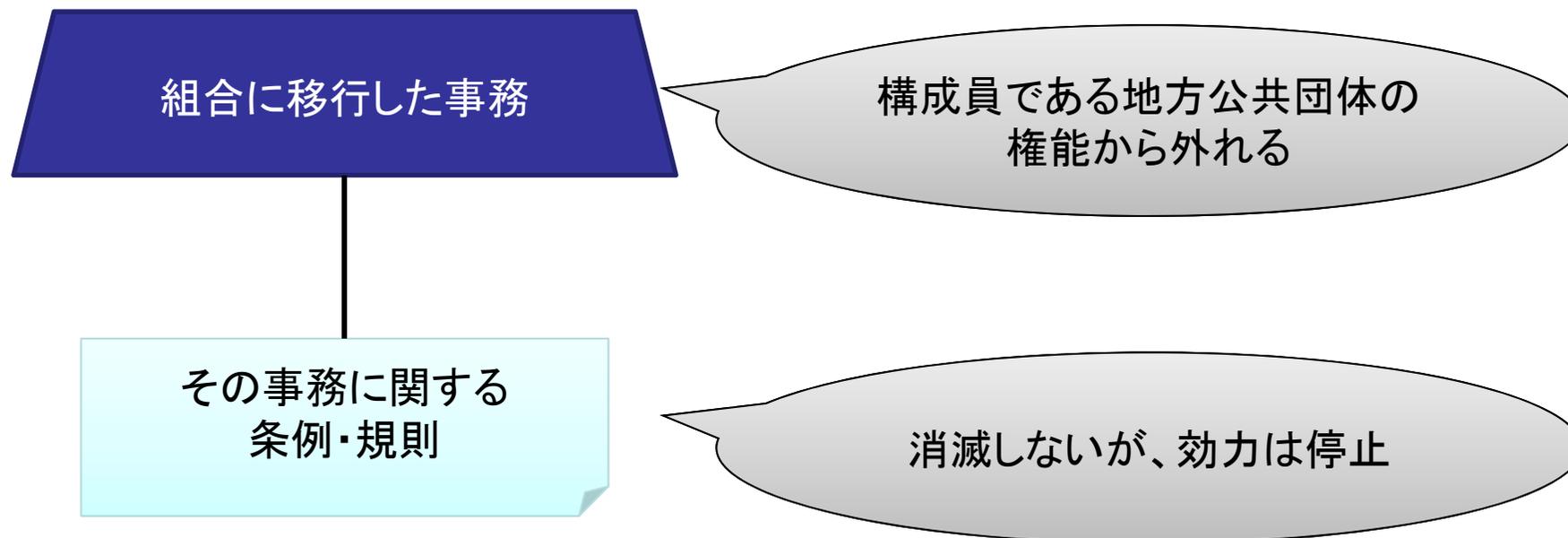
(地方公共団体の組合への協力要請)

第40条 実施機関は、市が加入する地方公共団体の組合（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）に対し、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする。

※同様の事例：直方市情報公開条例36条

あくまで、「協力要請」
にとどまる

そもそも、構成団体の条例で規定できるのか？



情報公開条例・個人情報保護条例も例外ではない。
組合の権能に属する事務には、効力は及ばないと解すべき。

地方公共団体には、それぞれ固有の立法機能がある

- 地方公共団体が他の地方公共団体に適用される条例を制定することは、組合の条例制定権を侵害することになる。

(例外) 1998年改正前の地方自治法282条1項
都は条例で、特別区の事務について、
特別区相互間の調整上必要な規定を設けることができるとされていた。

- 構成する地方公共団体が、
各々に関係する事務について自らの条例で規律することは、
組合本来の設置目的を損なう恐れすらある。

地方公共団体の組合において、条例を整備して対応すべき

一部事務組合の制度に関する問題

- 一部事務組合
- 全部事務組合※
- 役場事務組合※

※2011年の地方自治法改正により廃止

元来、戦前の市制・町村制の下における制度

住民による民主的統制下に置く発想で
設計された制度ではない

情報公開・個人情報保護の観点に限っても、

- 住民の「知る権利」
- 自己情報コントロール権

が十分に保障される前提を欠いているといわざるを得ない

- 広域連合

事務の共同処理のほか、

政策や事務の広域的な連絡調整、総合的対応
国等からの事務・権限委譲の受け皿

より政策主体としての機能

住民の存在を前提に、

- 長や議員の選出
- 直接請求

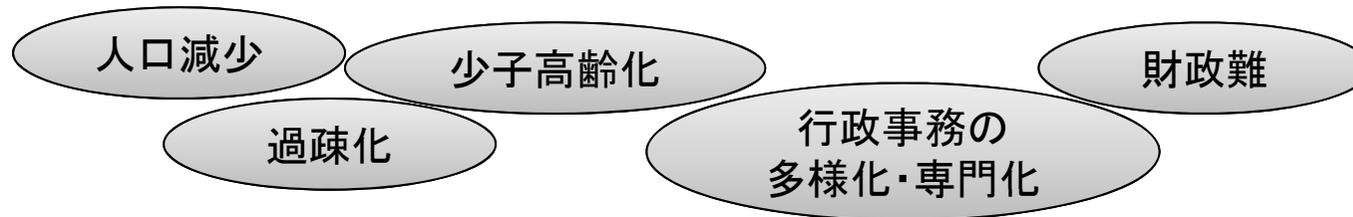
住民の関与が明確

一部事務組合の制度は、見直しが必要では？

これからの社会と地方公共団体の組合の役割を考えてみる

地方分権 ～ 基礎自治体が担うべき役割は大きくなる

その一方で、



⇒小規模自治体では負担が大きい、実施が困難な事務も存在
⇒事務の効率化、集約化は不可避

地方公共団体の組合の役割

地方公共団体の組合においても、
条例を制定し、情報公開・個人情報保護施策を十分図る必要があるといえる。

御清聴ありがとうございました